

学校における感染症についての意見書

大阪府立香里丘高等学校

年 組 番 名前

下記の疾病に罹患したため、学校保健安全法に基づき、欠席が必要な期間を終え、登校が可能になったことを証明します。

● 第1種感染症〔治癒するまで〕

☐ ()

● 第2種感染症

☐ 百日咳〔特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで〕

☐ 麻疹〔解熱した後3日を経過するまで〕

☐ 流行性耳下腺炎〔耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで〕

☐ 風しん〔発しんが消失するまで〕

☐ 水痘〔すべての発しんが痂皮化するまで〕

☐ 咽頭結膜熱〔主要症状が消退した後2日を経過するまで〕

☐ 結核〔感染のおそれがないと認めるまで〕

☐ 髄膜炎菌性髄膜炎〔感染がおそれがないと認めるまで〕

● 第3種感染症〔感染のおそれがないと認めるまで〕

☐ コレラ ☐ 細菌性赤痢 ☐ 腸管出血性大腸菌感染症

☐ 腸チフス ☐ パラチフス ☐ 流行性角結膜炎 ☐ 急性出血性結膜炎

☐ その他の感染症()

* 「その他の感染症」の扱いについて

学校で通見られないような重大な流行がおこった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要がある時に限り、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症としての措置をとることができる。

よって罹患しても、直ちに出席停止の対象になるわけではないので誤解のないようにされたい

《参考》 文部科学省「学校において予防すべき感染症の解説」より

出席を停止する期間： 年 月 日 ～ 年 月 日

その他特記すべき事項：

年 月 日

医療機関名：

医 師 名： 印